

令和8年度

学校いじめ防止基本方針



北海道石狩南高等学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

本校では、全ての生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合いながら安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、「学校いじめ防止基本方針」により、市町村や家庭、地域住民と連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めています。

「学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」第 12 条及び「北海道いじめの防止等に関する条例」第 11 条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」および北海道の「北海道いじめ防止基本方針」を参酌し、本校におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示したものであり、今般のいじめ問題の現状と課題、生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」の一部を改定することとしました。

以下の「学校いじめ防止基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。

I いじめの理解

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法 第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

3 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ防止・対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。本校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止・対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、本校や保護者のほか、「いじめ防止・対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、本校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態の定義

(いじめ防止対策推進法 第二十八条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(北海道いじめ防止基本方針)

- 一の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などが該当する。
- 二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

6 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合の報告先

重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、「いじめ防止対策推進法」第三十条の規定に基づき、石狩教育局を通じて北海道教育委員会へ報告する。

Ⅱ いじめの防止

- 1 人権に関する教育の一層の充実に向けた取組
 - (1) 関係機関や専門家と連携した、教育活動全体を通じた人権教育の推進
 - (2) 児童の権利に関する条約やこども基本法を踏まえた指導
 - (3) アイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用

- 2 生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達を支援する取組
 - (1) 多様性に配慮し、均質化にのみ走らない学校づくり
 - (2) 様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保している授業づくり
 - (3) 子ども理解支援ツール「ほっと」を含む人間関係構築に関するアセスメントツールの活用

- 3 生徒が自己有用感や自己肯定感等を高める取組
 - (1) 生徒が自主的に行う学級・ホームルーム活動や生徒会活動等の充実
 - (2) よりよい人間関係を構築する学校行事等での異年齢交流の充実
 - (3) ソーシャル・スキル・トレーニング等の心理教育プログラムの活用

- 4 生徒の社会性や規範意識を育む教育活動
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育の充実
 - (2) 地域の住民と連携して行うボランティア活動、体験活動等の充実

Ⅲ 校内研修

1 学校いじめ防止基本方針の共通理解に関する研修

- (1) 「いじめの理解」に関する校内研修等の実施
- (2) 『学校いじめ防止基本方針』の理解」に関する校内研修等の実施

2 いじめ防止や事案対処に関する生徒指導力の向上に関する研修

- (1) いじめ防止等のための対策に関する研修の実施
- (2) いじめの事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた研修の実施

3 スクールカウンセラーや弁護士、警察等と連携した研修

- (1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携による「SOS の出し方に関する教育」の充実等の取組
- (2) 警察等との連携によるインターネット上のトラブル防止に向けた「情報モラル教育」の充実等の取組
- (3) 保健師等との連携による性犯罪・性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実等の取組

IV いじめ防止・対策委員会

1 「いじめ防止・対策委員会」の構成メンバー

学校長、教頭、生徒指導部長、生徒支援部長、各学年主任、養護教諭、その他関係者

※ 構成員には、自校の複数の教職員（管理職を含む）と心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察関係者、民生委員等地域の人材）を位置づける

2 いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(1) 委員会は、いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口の役割を果たし、教頭がこれを担当する

(2) すべての教職員は、相談・通報のあった情報を速やかに記録し、窓口の担当者へ報告する

(3) 窓口の担当者については、ホームページや学校便り等で児童生徒や保護者、地域住民等へも周知する

3 いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う役割

委員会は、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報等に係る情報の収集と記録、共有（集約）を行う役割を果たし、生徒指導部長がこれを担当する

4 いじめに係る情報の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割（いじめの認知）

委員会は、いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。）の報告を受けて、①「いじめ防止・対策委員会」の会議を開催、②情報の迅速な共有、③関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等による事実関係の把握、に基づいて、いじめであるか否かの判断（いじめの認知）を行う

5 いじめが解消に至るまでの対処プランを策定し、確実に実行する役割

(1) 委員会は、被害児童生徒の安全確保や心のケア等の支援及び加害児童生徒への成長支援の観点を踏まえた組織的・計画的な指導に関する内容や情報共有、教職員の役割分担に加え、保護者との連携等を含む対処プランを策定し、いじめが解消に至るまで対応する

- (2) 「いじめ解消」の判断は、被害児童生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、委員会において、解消の定義に基づき判断する
- (3) なお、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・報告を行い、適切な援助を求める

V 「学校いじめ防止基本方針」の点検、見直し

1 「学校いじめ防止基本方針」の周知・理解を深める取組

- (1) 入学式や PTA 総会等、各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明する
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を本校ホームページに掲載し、学校内への掲示や学校だよりに記載し配付する等の方法により、生徒、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにする

2 「学校いじめ防止基本方針」の取組状況の点検の取組

- (1) 本校のいじめ問題への取組状況について、全教職員を対象に「いじめの問題への取組チェックシート」（「コンパス」支援ツール No.4）等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」が本校の実情に即し適切に機能しているか定期的に点検する
- (2) 生徒や保護者、地域住民からの意見を取り入れるためのアンケートの実施（「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける等）や ICT 端末を活用して調査等を実施する

3 「学校いじめ防止基本方針」の見直しの取組

「いじめ対策委員会」が中心となり、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、生徒や保護者、地域住民、関係機関の参画を得て見直しを進められるよう、アンケートの実施や協議の場を設ける

VI いじめの早期発見・早期対応

1 「いじめ見逃しゼロ」に関する取組

いかなるいじめも見逃さない組織体制を構築するために、教職員が生徒の様子で気になることを見聞きしたり、相談・通報を受けたりした際に、自分の担当する学級（HR）、学年（年次）、教科等に関わらず、速やかに「いじめ防止・対策委員会」へ報告することはもちろん、報告する手順や内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）について、具体的に記載する。

なお、生徒が発信する小さなサインも見逃さないよう、「早期発見に向けたチェックリスト」を活用する等の対策を講じる

2 いじめの積極的な認知の取組

- (1) 全教職員で「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義等について確認し、積極的な認知の重要性について共通理解を図る取組や、ICT 端末を活用しつつ、生徒への定期的あるいは必要に応じたアンケートを実施する等の早期発見・早期対応の取組を実施する
- (2) 個人面談やグループ面談、定期相談、スクールカウンセラーによる面談等、生徒・保護者等からの相談や通報を聴き取る相談体制を構築する
- (3) SNS 等を介したインターネット上でのいじめ問題への対応について、生徒への情報モラル教育の充実や情報活用の実践力等の育成に関する教育の推進、保護者への啓発活動等の取組を実施する

Ⅵ 年間指導計画

月	いじめ未然防止に係る 学校行事や取組	心の通い合いを大切に した体験、異学年・異年齢交 流	いじめの未然防止の取組			いじめ対策委員会 学校生活アンケート
			いじめに関する学習	協同的な生徒会活動	教育相談・生活支援	
4	入学式・始業式 学級開き 対面式・部活動紹介 ルールマナー集会 高体連支部大会壮行会	対面式・部活動紹介 高体連支部大会壮行会 学校祭オリエンテーション 生徒総会	ルールマナー集会	対面式・部活動紹介 生徒総会 各種委員会 学校祭オリエンテーション	新入生オリエンテーション	いじめ対策委員会(1) ネットパトロール M2-DV+検査
5	高体連支部大会 学校祭実施要項確認 体育祭実施要項確認			学校祭実施要項確認 体育祭実施要項確認	スクールカウンセラー来校	情報モラルアンケート(1) ネットパトロール いじめ調査(1) 心の健康調査
6	学校祭準備	学校祭準備		学校祭準備 校外清掃	個人面談週間 スクールカウンセラー来校	いじめアンケート(1) 職員向け校内研修 ネットパトロール
7	学校祭 夏季休業前全校集会	学校祭		学校祭 校外清掃	スクールカウンセラー来校	いじめ対策委員会(2) ネットパトロール
8	夏季休業明け全校集会			校外清掃		ネットパトロール 心の健康調査
9	体育祭 生徒会役員選挙	体育祭		体育祭 校外清掃	スクールカウンセラー来校	基本方針点検・見直し ネットパトロール
10		評議委員会(縮小生徒 総会)		校外清掃	スクールカウンセラー来校	いじめ調査(2) 職員向け校内研修 ネットパトロール
11	見学旅行(2年) 性に関する講話(1年)			校外清掃	スクールカウンセラー来校	いじめ対策委員会(3) ネットパトロール 心の健康調査
12	薬物乱用防止および防犯 教室 冬季休業前全校集会	壮行会(全道)	薬物乱用防止および防犯 教室	クリスマスコンサート	スクールカウンセラー来校	情報モラルアンケート(2) ネットパトロール
1	冬季休業明け全校集会 家庭学習期間(3年)				スクールカウンセラー来校	ネットパトロール いじめ調査(3)
2	家庭学習期間(3年)	壮行会(全国)			スクールカウンセラー来校	ネットパトロール
3	卒業式	合格体験講話 学びと創造発表祭				基本方針見直し 職員向け校内研修 ネットパトロール

Ⅷ いじめ対応の流れ

1 「いじめ防止・対策委員会」へのいじめに係る情報の報告

教職員がいじめを発見し又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を「いじめ防止・対策委員会」の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止・対策委員会」へ報告する

2 いじめの報告窓口担当者

いじめの報告窓口担当者は教頭とする

3 いじめ情報の集約担当者

いじめ情報の集約担当者は生徒指導部長とする

4 「いじめ防止・対策委員会」によるいじめの認知

いじめに係る情報の報告を受け、「いじめ防止・対策委員会」が行う事実確認に基づき、いじめか否かを判断（いじめの認知）する

5 いじめ解消に向けた対処プランに基づく指導・支援

(1) 「いじめ防止・対策委員会」が主となり、被害生徒の安全確保や心のケア等の支援、及び加害生徒への成長支援の観点を踏まえた組織的・計画的な指導をおこなう

(2) 必要に応じて、情報共有や教職員の役割分担、保護者や外部諸機関との連携をおこなう

6 「いじめ防止・対策委員会」によるいじめ解消の判断

被害生徒や保護者への面談等を実施した結果を踏まえ、「いじめ防止・対策委員会」において、解消の定義に基づき判断する

【別紙】いじめ対応の流れ

いじめの発見／いじめに関わる情報の把握	
<ul style="list-style-type: none"> ■ いじめが疑われる言動を目撃 ■ 日記や生活ノート等から気になる言葉を発見 ■ 「いじめアンケート」等から発見 ■ 教員や学習支援員等からの気になる報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被害生徒からの訴え・相談 ■ いじめを目撃した生徒からの報告・相談 ■ 被害生徒の保護者からの訴え・相談 ■ いじめを目撃した生徒の保護者からの連絡・相談

※ 解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、いじめ予防・対策委員会への報告が遅れないようにする。



報告窓口：教頭 → 校長

いじめ予防・対策委員会		
(委員) 学校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、養護教諭、各学年主任、(スクールカウンセラー) ※ スクールソーシャルワーカー、警察、町民生委員等の招集の是非については学校長が判断する		
<p>会議①の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報告内容の整理・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況 (いじめの状況) ○ 事実関係の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認 ・聴き取りの分担 		<p>事実確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害・加害・関係生徒への事実確認 <ul style="list-style-type: none"> ※ 個別に同時進行で確認 ※ 事実確認と指導を明確に区別 ※ 情報の収集と記録、集約：生徒指導部長 ○ 聴き取った情報を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握
<p>会議②の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの認知判断 ○ 対応方針の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の安心・安全を最優先に緊急度を確認 ・役割分担 (いつ、誰が、どのように) を決定 ・全教職員に周知し、組織で迅速に対応 		<p>早期(初期)の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害・加害生徒への対応 ○ 保護者への報告・連携 ○ 教育委員会への報告・連携 ○ 関係機関 (児童相談所や警察等) との連携
<p>会議③の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状確認と情報共有 ○ いじめ解消の判断 		<p>必要に応じた中長期の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害・加害生徒の経過観察・継続指導